

健康福祉委員会資料

1 令和2年第6回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第167号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第167号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年11月18日

消 防 局

議案第 167 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例 の制定について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットに改めること等のため改正するもの

1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和 2 年総務省令第 77 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットに改めるもの

※ 急速充電設備とは、電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車又は原動機付自転車に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。

(2) 上記 1 に伴い、次の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるもの

ア コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。

イ 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体が漏れた場合に内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

ウ 屋外に設ける急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの等を除く。）にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。

(3) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）を設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならないこととするもの

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行

議案第167号参考資料

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例関係

1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 令和2年8月27日公布 令和3年4月1日から施行

2 条例改正に係る上記1の主な内容

急速充電設備の規格の策定等を行う団体において高出力の急速充電設備の規格が策定され、今後、高出力の急速充電設備の普及が予想されることから、基準の対象となる急速充電設備の全出力の上限が200kWまで拡大され、急速充電設備について、火災予防上必要な措置が定められるとともに、従前の火災予防上必要な措置の見直しが行われた。

3 条例の主な改正内容

(1) 上記2に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の対象となる急速充電設備の全出力の上限を50kWから200kWに改めるもの

(2) 上記2に伴い、次の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるもの

ア コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。

イ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

ウ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とすること。

エ 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池の温度の異常を自動的に検知する構造とすること。

オ 屋外に設ける急速充電設備（全出力50kW以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物から3m以上の距離を保つこと。

(3) (1)に伴い、全出力50kWを超える急速充電設備を設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならないこととするもの

4 市内の急速充電設備の数（令和2年10月1日現在）

38基

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第11号において同じ。</u>）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。 (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。 (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (5) 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。 (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。 (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (5) 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(9) 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p><u>(12) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p><u>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>イ 異常な高温とならないこと。</u></p> <p><u>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検</u></p>	<p>と。</p> <p>(9) 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について第8号及び第9号に掲げる措置を講ずること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(16) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(17) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p><u>2 屋外に設ける急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前2項</u>に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>(水素ガスを<u>充填</u>する気球)</p> <p>第20条 水素ガスを<u>充填</u>する気球の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。</p> <p>(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にかく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。</p>	<p>(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(14) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 <u>前項</u>に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>(水素ガスを<u>充てん</u>する気球)</p> <p>第20条 水素ガスを<u>充てん</u>する気球の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。</p> <p>(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にかく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。</p> <p>(6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。</p> <p>(7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上）のものを用い、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下）ごとに、及び分岐点の付近において支持すること。</p> <p>(8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充填</u>又は放出については、次によること。 ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。 イ 操作者以外の者が近接しないように適切な措置を講ずること。 ウ 電飾を付設するものにあつては、電源をしゃ断して行なうこと。 エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。 オ 水素ガスの<u>充填</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行なうこと。</p> <p>(10) 水素ガス90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行なうこと。</p> <p>(11) 掲揚中又はけい留中においては、監視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行なわないこと。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>(5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。</p> <p>(6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。</p> <p>(7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上）のものを用い、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下）ごとに、及び分岐点の付近において支持すること。</p> <p>(8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充てん</u>又は放出については、次によること。 ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。 イ 操作者以外の者が近接しないように適切な措置を講ずること。 ウ 電飾を付設するものにあつては、電源をしゃ断して行なうこと。 エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。 オ 水素ガスの<u>充てん</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行なうこと。</p> <p>(10) 水素ガス90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行なうこと。</p> <p>(11) 掲揚中又はけい留中においては、監視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行なわないこと。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
第62条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある	第62条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある

改正後	改正前
<p>設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨(ちゆう)房設備の入力と同一厨(ちゆう)房室内に設ける他の厨(ちゆう)房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨(ちゆう)房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの、気体を熱源とする入力5.8キロワット未満のもの及び電気を熱源とする定格消費電力10キロワット未満のものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 燃料電池発電設備（第11条の2第2項及び第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(7)の3 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p><u>(9)の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</u></p> <p>(10) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第15条第4項に定めるものを除く。）</p>	<p>設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨(ちゆう)房設備の入力と同一厨(ちゆう)房室内に設ける他の厨(ちゆう)房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨(ちゆう)房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの、気体を熱源とする入力5.8キロワット未満のもの及び電気を熱源とする定格消費電力10キロワット未満のものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 燃料電池発電設備（第11条の2第2項及び第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(7)の3 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第15条第4項に定めるものを除く。）</p>

改正後	改正前
(11) 蓄電池設備 (12) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備 (13) 水素ガスを <u>充填</u> する気球	(11) 蓄電池設備 (12) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備 (13) 水素ガスを <u>充てん</u> する気球